

令和8年3月1日作成

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付基準

補助金の名称	大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金
補助金の交付目的	<p>経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない住民税非課税世帯及び生活保護受給世帯（以下「住民税非課税世帯等」という。）又は現に設置しているエアコンが故障等により冷房機能を使用できない住民税非課税世帯等に対し、エアコン本体の購入費及び設置費（当該エアコンの設置に伴い、故障等により冷房機能を使用できない既存のエアコンの撤去を行う場合の当該撤去に要する費用を含む。）の一部を予算の範囲内において補助することにより、物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯等の生活・暮らしへの支援を図ることを目的とする。</p>
補助金の交付対象者	<p>申請日において大津市内に居住している自宅にエアコンが1台も設置されていない状態又は現に設置されているエアコン（補助対象世帯に属する者が所有しているエアコンに限る。）の故障等により自宅に冷房機能を使用できるエアコンが設置されていない状態にある世帯であって、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。</p> <p>(1) 同一の世帯に属する者全員が、令和8年1月1日現在において、令和7年度の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割を課されていない者（市町村の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除された者を含む。）であり、かつ、大津市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者である世帯</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯のうち、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の2(6)ウの規定による冷房器具の給付及び同通知第7の2(6)</p>

	エの規定による当該冷房器具の設置費用の給付を受けることができない世帯
補助対象となる エアコン	<p>補助の対象となるエアコンは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 補助金の交付決定を受けた日以後に店舗又は事業者等において購入したエアコンであって、室外機を設置し、壁又は窓枠に固定して設置するもの（新品のものに限る。）であること。ただし、市長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 補助対象世帯が居住する住宅に設置するエアコンで、冷房機能があり室内の温度を下げることができる機器（窓・床設置のもの、可動式のもの、冷房専用機を含む。）であること。</p> <p>(3) 事業の用に供するものでないこと。</p> <p>なお、補助申請ができるのは、1世帯当たり1台とする。</p>
補助対象経費	<p>補助の対象となる費用はエアコン本体の購入費、エアコンの設置費及び撤去費（収集運搬費、リサイクル料金を含む。）を合算した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税を付した額とする。</p> <p>ただし、次に掲げる費用は、補助対象費用に含まないものとする。</p> <p>(1) エアコンの設置に係る店舗又は事業者等以外の者がエアコンの設置工事を行った場合の当該設置工事に要した費用</p> <p>(2) 店舗又は事業者等の延長保証に係る費用</p>
補助金の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の上限額は1世帯当たり50,000円を限度とする。</p> <p>ただし、予算の範囲内とする。</p>
補助金交付事業の 開始時期	令和8年3月1日

補助金交付事業の 終了時期	令和9年3月31日
その他	<p>・ 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助を受けようとする申請者が大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付申請書に、令和8年1月1日現在、令和7年度の市町村民税の非課税証明書（申請日時点において発行後3月以内のものに限る。）又は生活保護を受給していることを証する書類（生活保護受給証明書）を添えて行い、令和8年10月30日（当日消印有効）までに市長あて提出することとする。</p> <p>※申請書の提出により、申請書に記載のある世帯全員の課税情報や生活保護の受給状況を公簿で確認できることに同意が得られるときは、非課税証明書及び生活保護受給証明書の添付を省略させることができることとする。</p> <p>なお、申請書の提出は、郵送、窓口への持参等により書面で行う。</p> <p>・ 申請者より提出のあった申請書の内容やエアコン設置後の実績報告書等の内容に疑義が生じたときなどは、エアコンを設置する予定の住宅や設置後の住宅について、市の職員証を携帯した職員が訪問調査をすることができる。</p> <p>・ 申請者は補助金交付決定後に、補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は「補助事業変更承認申請書」を提出し、市長の承認を受けること。</p> <p>・ 申請者は補助金の交付決定を受けて、エアコンを設置、完了した後は速やかに「補助事業実績報告書」を令和8年12月31日までに市長あてに提出すること。なお、予定期間内に設置が困難となり設置完了しない場合は必ず市長に報告し、その指示を受けること。</p> <p>・ 補助金の支給については原則として申請者から指定された金融機関の口座に振り込むが、口座振込による支給が困難な場合に限り、補助金を現金により支給することができる。</p>

	<p>・市長は補助金の交付決定を行った後、補助金の確定に必要な書類の不備による振込不能等があり、市長が最大限確認等に努めたにもかかわらず、市長が定めた期限までに書類の補正が行われないことや、申請者の責に帰すべき事由により補助金の交付ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなす。</p> <p>・市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。</li> <li>(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。</li> <li>(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</li> <li>(4) 補助金の交付が暴力団（大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号）第2条第1号に掲げる暴力団をいう。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。</li> <li>(5) 補助を辞退したとき。</li> <li>(6) その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき。</li> </ol> <p>・補助金の返還や延滞金等の納付については、大津市補助金等交付規則に準じる。</p> <p>・補助金により購入、設置したエアコンは、申請者（交付決定者）が所有するものとし、維持管理をしなければならない。また、申請者（交付決定者）は補助の目的に反して補助金により購入し、設置したエアコンを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p>
様式	<p>大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>[添付]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) エアコン本体の購入に係る見積書（メーカー名、型式、購入金額等が記載されていること）</li> <li>(2) エアコンの購入費用・設置費用が分かる見積書（それぞれの</li> </ol>

費用の明細がわかるもの)

(3) エアコンを設置する予定場所の写真(2~3枚程度)

(4) エアコン設置承諾書の写し(賃貸住宅に居住する者のみ)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付決定通知書  
(様式第2号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業変更承認申請書(様式第6号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)

大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助事業実績報告書(第12号)

[添付]

(1) エアコンの購入費等を確認できる書類

・領収書(申請者本人名義のものに限る)

※エアコンの購入金額・エアコン機器のメーカー、型式、品番の記

	<p>載があること。</p> <p>(2) エアコンの設置完了が確認できる書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン設置証明書</li> <li>・エアコンを設置した場所の写真(2～3枚程度)</li> <li>・エアコン設置費用の内訳が分かる書類</li> </ul> <p>大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金確定通知書(様式第13号)</p> <p>大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付請求書(様式第14号)</p> <p>大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金交付決定取消通知書(様式第15号)</p> <p>大津市住民税非課税世帯等エアコン購入費補助金返還通知書(様式第16号)</p>
<p>担当部署</p>	<p>大津市健康福祉部福祉政策課</p>